

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

- 福島県財務規則の一部を改正する規則  
福島県企業局
- 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程  
福島県企業局
- 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程  
福島県病院局
- 福島県教育委員会  
福島県教育委員会
- 福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則  
福島県教育庁
- 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則  
福島県教育庁

## 規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第五十八号

#### 福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十三条第一項中「に掲げる場合においては」を「のいずれかに該当する場合には」に改め、同項第一号中「とき、」を「場合、」に、「とき、」を「場合」に改め、

同項第二号及び第三号中「とき、」を「場合、」に、「とき、」を「場合」に改め、「前三号のいずれかに」に、「とき、」を「場合、」に、「とき、」を「場合」に改め、

同条第二項中「前項各号の」を「前二項各号のいずれかに」に、「又は」を「又は」に、「若しくは」を「若しくは」に、「ある旨」を「できる旨」に改め、同項を同条

第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 契約権者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に

は契約を解除することができる旨の約定をすることができる。

この規則は、公布の日から施行する。

一 契約の相手方が個人である場合における当該契約の相手方が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、福島県暴力団排除条例施行規則(平成二十三年福島県公安委員会規則第五号)第四条第一号、第三号若しくは第四号に該当する者又は暴力団員により実質的に事業の運営を支配されている者である場合

二 契約の相手方が法人である場合における当該契約の相手方が福島県暴力団排除条例施行規則第四条各号に該当する者である場合

三 契約の相手方が法人である場合における当該契約の相手方の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第九条第十五号ロに規定する役員をいう。)が暴力団員又は福島県暴力団排除条例施行規則第四条第一号、第三号若しくは第四号に該当する者である場合

四 契約の下請又は資材若しくは原材料の購入に係る契約に当たり、その相手方が前三号のいずれかに該当することを知らながら、その相手方と当該契約を締結したと認められる場合

五 契約の相手方が第一号から第三号までの規定のいずれかに該当する者を当該契約の下請又は資材若しくは原材料の購入に係る契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、契約権者が契約の相手方に求めた当該契約の解除に契約の相手方が応じなかつたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(入札監理課)

## 福 島 県 企 業 局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年7月29日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県企業局管理規程第8号

#### 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第19]条第1項中「に掲げる場合においては、」を「の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同項第1号中「とき、」を「場合、」に、「とき、」を「場合」に改め、同項第2号及び第3号中「とき、」を「場合」に改め、同項第4号中「前各号の一」を「前3号のいずれかに」に、「とき、」を「場合、」に、「とき、」を「場合」に改め、同条第2項中「前項各号の一」を「前2項各号のいずれかに」に、「契約」を「契約」に、「ある旨」を「できる旨」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の

1項を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

(入札監理課)

2 契約権者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に  
は契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方が個人である場合における当該契約の相手方が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条第1号、第3号若しくは第4号に該当する者又は暴力団員により実質的に事業の運営を支配されている者である場合
- (2) 契約の相手方が法人である場合における当該契約の相手方が福島県暴力団排除条例施行規則第4条各号に該当する者である場合
- (3) 契約の相手方が法人である場合における当該契約の相手方の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第15号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員又は福島県暴力団排除条例施行規則第4条第1号、第3号若しくは第4号に該当する者である場合
- (4) 契約の下請又は資材若しくは原材料の購入に係る契約に当たり、その相手方が前3号のいずれかに該当することを知りながら、その相手方と当該契約を締結したと認められる場合
- (5) 契約の相手方が第1号から第3号までの規定のいずれかに該当する者を当該契約の下請又は資材若しくは原材料の購入に係る契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、契約権者が契約の相手方に求めた当該契約の解除に契約の相手方が応じなかつたとき。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（経営企画課）

## 福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年7月29日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

### 福島県病院局管理規程第12号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第186条第1項中「に掲げる場合においては、」を「の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同項第1号中「とき、」を「場合、」に、「とき、」を「場合」に改め、同項第2号及び第3号中「とき、」を「場合」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に、「とき、」を「場合、」に、「とき、」を「場合」に改め、同条第2項中「前項各号のいずれにも」を「前2項各号のいずれかに」に、「ある旨」を「できる旨」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 契約権者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に  
は契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方が個人である場合における当該契約の相手方が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条第1号、第3号若しくは第4号に該当する者又は暴力団員により実質的に事業の運営を支配されている者である場合
- (2) 契約の相手方が法人である場合における当該契約の相手方が福島県暴力団排除条例施行規則第4条各号に該当する者である場合
- (3) 契約の相手方が法人である場合における当該契約の相手方の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第15号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員又は福島県暴力団排除条例施行規則第4条第1号、第3号若しくは第4号に該当する者である場合
- (4) 契約の下請又は資材若しくは原材料の購入に係る契約に当たり、その相手方が前3号のいずれかに該当することを知りながら、その相手方と当該契約を締結したと認められる場合
- (5) 契約の相手方が第1号から第3号までの規定のいずれかに該当する者を当該契約の下請又は資材若しくは原材料の購入に係る契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、契約権者が契約の相手方に求めた当該契約の解除に契約の相手方が応じなかつたとき。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（病院総務課）

## 福島県教育委員会

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

福島県教育委員会

### 福島県教育委員会規則第五号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第1号中「ハ）」の下に「（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）」を加える。  
第十二条中第六号を第九号とし、第一号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- 一 県立特別支援学校の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関すること。
- 二 県立特別支援学校の校長及び教員の定数及び人事に関すること。
- 三 特別支援学校及び特別支援学級に係る幼児、児童及び生徒の就学の奨励に関すること。

第十三条第一号及び第二号中「こと」の下に「（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十四条第三項の表学校教育課の項第六号中「基本研修」を「福島県教育センターが行う研修」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

福島県教育委員会

#### 福島県教育委員会規則第六号

#### 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例（平成二十三年福島県条例第四十八号）の施行期日は、平成二十三年八月一日とする。

（教育総務課）